

(HP公開用資料)

令和3年度 第7回福島地方最低賃金審議会

令和3年11月15日(月)
午前10時00分から
福島合同庁舎3階共用会議室
4階会議室(労側控室)
1階会議室(使側控室)

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 福島県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について
- (2) 福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- (3) 福島県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- (4) 福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定について

3 その他

4 閉 会

令和3年度
第7回福島地方最低賃金審議会

会議資料目次

(資料)	(ページ)
1. 福島県非鉄金属製造業最低賃金の改定決定に関する報告書(写) ……	1
2. 福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業最低賃金の改定決定に関する報告書(写) ……	3
3. 福島県輸送用機械器具製造業最低賃金の改定決定に関する報告 書(写) ……	5
4. 福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学 機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金の改定決定に関 する報告書(写) ……	7
(参考資料)	
5. 令和3年度 特定最低賃金専門部会審議状況 ……	9
6. 各専門部会における審議経過等について(非公開) ……	10
7. 福島県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書(写) 及び答申文(写) ……	20
8. 令和3年度特定最低賃金の審議・決定状況(令和3年11月10日現在) (非公開)	
・ 非鉄金属製造業 ……	24
・ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械 器具製造業 ……	25
・ 輸送用機械器具製造業 ……	26
・ 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械 器具、時計・同部品、眼鏡製造業 ……	27
・ 自動車小売業 ……	28
9. 福島地方最低賃金審議会の福島県最低賃金改正に係る答申における 要望事項について(回答) ……	29



令和3年10月21日

福島地方最低賃金審議会
会長 鈴木和郎 殿

福島地方最低賃金審議会
福島県非鉄金属製造業最低賃金専門部会
部会長 森谷 吉博

福島県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日福島地方最低賃金審議会において付託された福島県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、上記結論については全会一致にいたらず、採決によるものであることを申し添える。

また、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

森谷 吉博

部会長代理

山野 実

熊沢 透

労働者代表委員

遠藤 洋

木村 健一

谷川 嘉成

使用者代表委員

岩崎 健司

金成 孝典

久能 律

別 紙

福島県非鉄金属製造業最低賃金

福島県非鉄金属製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
福島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1) 非鉄金属製造業
(2) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）の産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間886円
- 5 この最低賃金において賃金に算入されないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり



令和3年10月26日

福島地方最低賃金審議会
会長 鈴木和郎 殿

福島地方最低賃金審議会
福島県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 山野 実

福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通
信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日福島地方最低賃金審議会において付託された福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、上記結論については全会一致にいたらず、採決によるものであることを申し添える。

また、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

山野 実

部会長代理

熊 沢 透

鈴木和郎

労働者代表委員

塩 澤 基

鈴木重一

松原喜憲

使用者代表委員

石 井 浩

菅 野 等

樽川千香子

別 紙

福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
福島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - (2) 電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び同産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (3) 情報通信機械器具製造業
 - (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までの産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
 - (4) 小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間856円
- 5 この最低賃金において、賃金に算入されないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり



令和3年10月14日

福島地方最低賃金審議会
会長 鈴木和郎 殿

福島地方最低賃金審議会
福島県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 熊沢 透

福島県輸送用機械器具製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日福島地方最低賃金審議会において付託された福島県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、上記結論については全会一致にいたらず、採決によるものであることを申し添える。

また、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

熊沢 透

部会長代理

鈴木和郎

長谷川珠子

労働者代表委員

秋田好正

高橋 誉

八巻孝治

使用者代表委員

阿部典生

佐藤卓也

吉田大二

別 紙

福島県輸送用機械器具製造業最低賃金

福島県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
福島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1) 輸送用機械器具製造業
(2) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）の産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間890円
- 5 この最低賃金において賃金に算入されないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり



令和3年10月22日

福島地方最低賃金審議会
会長 鈴木和郎 殿

福島地方最低賃金審議会
福島県計量器・測定器・分析機器・試験機
・測量機械器具・理化学機械器具、時計・
同部品、眼鏡製造業最低賃金専門部会
部会長 鈴木和郎

福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量
機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日福島地方最低賃金審議会において付託された福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、上記結論については全会一致にいたらず、採決によるものであることを申し添える。

また、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

鈴木和郎

部会長代理

長谷川珠子

森谷吉博

労働者代表委員

大宮正巳

塩谷憲之

深谷浩明

使用者代表委員

石本健

鈴木静治

渡辺隆

別 紙

福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・
理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金

福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機
械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金を次のとおり改正決定する
こと。

1 適用する地域

福島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学
機械器具製造業
- (2) 時計・同部品製造業
- (3) 眼鏡製造業（枠を含む）
- (4) (1) から (3) までの産業において管理、補助的経済活動
を行う事業所
- (5) 純粋持株会社（管理する全子会社の主要な経済活動が (1)
から (3) までの産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従
事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間889円

5 この最低賃金において賃金に算入されないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和3年度 特定最低賃金専門部会審議状況

最低賃金件名	開催回数 結果	改定前額 (時間額)	引上げ額 (時間額)	引上げ率 (%)	改定額 (時間額)	上段：官報公示日(予定) 下段：効力発効日(予定)
福島県自動車小売業最低賃金	3回 全会一致 部会報告・答申	868円	+26	3.00	894円	令和3年11月24日 令和3年12月24日
福島県非鉄金属製造業最低賃金	3回 採決 部会報告	866円	+20	2.31	886円	
福島県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	3回 採決 部会報告	834円	+22	2.64	856円	
福島県輸送用機械器具製造業最低賃金	3回 採決 部会報告	870円	+20	2.30	890円	
福島県計量器・測定器・分析機器・試験 機・測量機械器具・理化学機械器具、時 計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	3回 採決 部会報告	868円	+21	2.42	889円	



写

令和 3 年 10 月 25 日

福島地方最低賃金審議会
会長 鈴木和郎 殿

福島地方最低賃金審議会
福島県自動車小売業最低賃金
専門部会
部会長 長谷川珠子

福島県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 3 年 8 月 5 日福島地方最低賃金審議会において付託された福島県自動車小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で、別紙のと通りの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

長谷川 珠子

部会長代理

森 谷 吉 博

山 野 実

労働者代表委員

伊 東 洋 子

鎌 田 正 史

鈴 木 克 佳

使用者代表委員

大 内 淳 子

菊 地 邦 幸

宗 形 義 孝

別紙

福島県自動車小売業最低賃金

福島県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
福島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）
 - (2) (1) の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)の産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間894円
- 5 この最低賃金において、賃金に算入されないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり



写

福島賃審発第25号
令和3年10月25日

福島労働局長
河西直人 殿

福島地方最低賃金審議会
会長 鈴木和郎



福島県自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月5日付け福島労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

福島県自動車小売業最低賃金

福島県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
福島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）
 - (2) (1) の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)の産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間894円
- 5 この最低賃金において、賃金に算入されないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

3 商 第 2 0 4 8 号

令和3年10月25日

福島労働局長 様

福島県知事

福島地方最低賃金審議会の福島県最低賃金改正に係る
答申における要望事項について（回答）

令和3年10月4日付け福島労発基1004第11号にて照会のありましたこのこと
については、別紙のとおりです。

（事務担当 雇用労政課 主任主査 佐久間 電話024-521-7289）



「福島地方最低賃金審議会の福島県最低賃金改正に係る答申における
要望事項」に対する回答

【要望事項】

- ① コロナ禍により大きな影響を受けている宿泊等の観光、飲食、交通運輸業等とそれに関連する業界の中小・小規模事業者支援の為に、即応性・実効性の高い独自の支援策の検討を行い、積極的に取り組むこと。

【回答】

- 県内宿泊事業者の感染対策の負担軽減のため、「福島県宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」により令和2年5月14日に遡及適用し、感染対策に投じた経費の一部を補助する支援を実施しております。

また、ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた宿泊事業者の施設機能向上やサービス向上の取組を支援するため、「ワーケーションを活用した観光支援事業」や「観光拠点再生・高付加価値化緊急支援事業」を実施しております。

10月1日からは、観光需要を喚起する即効性のある取組として県民限定の宿泊助成と宿泊者限定クーポンの進呈を組み合わせた「県民割プラス」を開始し、旅行会社や宿泊施設のみならず、クーポン利用による飲食店や小売店、交通事業者への波及を図っております。

今後、「スキー関連事業者支援事業」を実施し、県内小学生を対象としたスキー誘客を促進する取組や貸切バスの割引補助などにより支援を行ってまいります。

その他、新型感染症で影響を受ける県内の小売店等の販路回復のため、ECサイト導入や送料負担等を支援する「ふくしま県産品EC活用事業」を実施しております。

同様に、影響を受ける県内の酒蔵や酒販店の販路回復、消費拡大を目的とした「県産酒流通促進事業」や「県産酒等販売促進事業」を実施しております。(観光交流局)

- これまで、県内の飲食店への営業時間短縮要請や、不要不急の外出自粛の影響を受け売上が減少した事業者に対し一時金を交付し支援を行ってまいりました。

11月からは、ふくしま飲食店応援事業により、感染防止対策が徹底されている認定店制度の普及拡大を促進するとともに、飲食需要を喚起して関連事業者への効果波及を含め、地域経済の活性化を図ってまいります。(商工労働部)

- 地域路線維持を目的に、第三セクター鉄道等や広域路線バスに対して、運行経費の一部を支援することとしております。

また、県内、県外高速バス路線、貸切バス、タクシー事業者に対して車両維持費の一部を支援することとしております。(生活環境部)

- ウィズコロナ、ポストコロナ社会に対応すべく、小規模事業者等が、商工会等による伴走型支援を受けながら行う業態転換や非対面ビジネス等の取組を支援するとともに、商店街等における魅力や賑わい創出の取組に対して支援してきたところです。引き続き、小規模企業者等の事業継続が図られるよう支援してまいります。

また、全国統一制度の実質無利子型の新型コロナウイルス感染症対策特別資金が令和3年5月末で終了した後も、県内での新型コロナウイルス感染症の影響が払拭されなかったことから、県独自の新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子)を継続して、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少している中小企業・小規模事業者の資金繰りを支えているところです。

引き続き状況に応じて、県内中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援してまいります。(商工労働部)

【要望事項】

- ② 地方税における減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施すること。

- 新型コロナウイルス感染症への対応としましては、徴収猶予制度の特例や自動車税環境性能割の臨時的軽減を行うなど、納税者の状況等に十分配慮した賦課徴収事務を実施してまいりました。
今後とも、地域経済の状況などを踏まえ、租税制度全体の設計を行っている国の動向を注視し対応してまいります。(総務部)